

# 2019 年度福岡市体育館 大規模大会の利用予約に係る調整要項

## 1 開催期間・大会等

2019年4月1日から2020年3月31日までに実施するもので、次の事項に該当する大会等を対象とします。

- (1) (公財)日本オリンピック委員会等とパートナー都市協定に基づく事業
- (2) 福岡市又は(公財)福岡市スポーツ協会に加盟する団体、又はそれらを構成する団体が主催又は共催するスポーツ大会
- (3) 国際大会、国際大会に伴う事前合宿及び全国大会等
- (4) 前号に掲げる団体以外で公益性が認められる団体が主催する福岡市大会以上の規模のスポーツ大会等
- (5) プロスポーツ等の大会又は興業

ただし、以下の項目に当てはまるものは対象外とします。

- (1) 施設の設置目的に反するもの
- (2) 行事の実施そのものではなく、練習など予備的利用であるもの  
※ただし、実施日と連続して行われるものは、この限りではない
- (3) その他、施設の管理上支障があるもの

## 2 対象施設

- (1) 福岡市総合体育館(メインアリーナ, サブアリーナ, 武道場及び弓道場)
  - (2) 福岡市民体育館
  - (3) 福岡市地区体育館(東, 博多, 中央, 南, 城南, 早良, 西, ももち)
- 計 10 施設

## 3 申込方法

別紙「2019年度大規模大会利用希望書(総合体育館)」又は「2019年度大規模大会利用希望書(市民体育館・各地区体育館・ももち体育館)」を記入し、大会の概要(大会規模, 開催形式, 主催者, 大会の目的, 参加者数等)がわかる実施要領等の資料を添付のうえ、電子メール、郵送又はFAXにて、下記「4 提出先」へご送付ください。

## 4 提出先(問い合わせ先)

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号  
福岡市市民局スポーツ振興課 岩永・諸富宛  
TEL (092) 711-4099 FAX (092) 733-5595  
sports-shinko.CAB@city.fukuoka.lg.jp

## 5 受付期間

2018年7月2日(月)～2018年7月31日(火)※必着

## 6 その他注意事項

- (1) 体育館の設置目的に反するおそれのある利用や、体育館の管理運営上支障をきたすおそれがある利用のご希望は受付できません。
- (2) 希望日程が他の利用希望と重複した場合は調整いたしますので、あらかじめご了承ください。希望書は、できるだけ、第3希望まで記入してください。
- (3) 施設を連続使用する場合、下記のとおりとします。
  - ・福岡市総合体育館, 福岡市民体育館 原則5日間
  - ・福岡市地区体育館, 福岡市ももち体育館 原則3日間
- (4) 次の日・期間については対象外とします。
  - ・施設休館日(12月28日～1月4日)
  - ※福岡市総合体育館については(12月29日～1月3日)

- ・定期点検日（毎月第3月曜日）及び臨時点検日  
※第3月曜日が祝日の場合は，その翌日が定期点検日になります。
  - ・こどもの日（5/5），体育の日（10/14）
- (5) 「2 対象施設」は，災害時等の避難場所として使用されることがあります。  
また，下記の事項に該当する日については，予約内定の取消しを行う場合があります。  
あらかじめご了承ください。
- ・公職選挙法に基づく選挙が実施される日，及び準備等に利用される日
  - ・市の特別行事が行われる場合
  - ・改修工事及び緊急やむを得ない工事等が行われる場合
  - ・その他，特別な事態が発生した場合
- (6) 原則として，希望書の修正はできません。先着順ではありませんので，十分ご確認のうえ，ご提出ください。
- (7) ももち体育館については，2019年8月以降，大規模な改修工事を行う可能性があり，利用希望の受付ができません。